

2022/10/28 20:01 現在の情報です。

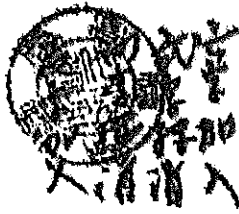
表 題 部 (土地の表示)		調製	平成19年11月20日	不動産番号	0305000060522
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	秩父郡皆野町大字皆野字崎ヶ小根			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4027番12	山林	196	:	4027番2から分筆 〔平成8年5月9日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年11月20日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成8年5月24日 第7648号	原因 平成8年5月14日売買 所有者 所沢市大字下安松185番地24 須貝智弘 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年11月20日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

他にも2筆(?) あります。

建物は未登記です。



水道使用承諾書

東和不動産株式会社 殿

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字辨ヶ小根所在の土地に関し、当方の所有する水道を使用するにつき、下記事項の使用条件をもって使用承諾致します。

記

- 1、貴社の敷地内引込設備は、貴社の責任と負担において行い、管理等も同様とする。
- 2、家屋新築の際は、個別に水道メーターを設置し、使用の有無に拘わらず、
1メーター当たり基本料身割 ^{20円} ~~10円~~ 円を支払うものとする。(現シ管理費と併存)
- 3、水道料は、1㎡当たり 19 円とする。但し、月15㎡迄は基本料内とする。
印

以 上

平成 4年 6月22日

水道所有者

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野32-4
 高橋不動産
 代表者 高橋永太郎

